

海幕経第5642号  
平成10年12月8日  
一部変更 海幕経第180号  
令和7年3月24日

各 部 隊 の 長 殿  
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長  
(公印省略)

海上自衛隊補給本部における物品及び役務の調達について（通達）

標記について、海上自衛隊の補給処の所掌事務及び補給本部において行う調達の事務に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第23号）第2条の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

海上幕僚監部並びに東京都に所在する海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊並びに東京都に所在する機関を要求元とする物品及び役務の調達

写送付先：部隊全般